

## 第2回 公共施設使用料のあり方検討委員会

平成24年1月18日（水）

庁議室 午前10:00

委員長

ただいまから第2回東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会を開催します。

まずは初めに、「第1回東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会」の会議録の内容確認を行います。修正等ありましたら申し述べてください。

事務局

訂正等ありましたら、本日中に連絡をお願いいたします。修正が終わりましたら、ホームページへ掲載を行います。

委員長

ホームページへの掲載は、いつ頃になる予定か。

事務局

本日より10日ほどで、掲載される予定です。

委員長

それでは、本日の議題「東久留米市の財政状況」に移ります。事務局からの説明を求めます。

事務局

議題に入る前に、本日の資料を確認させていただきます。資料1-①「東久留米市公共施設使用料等のあり方検討委員会報告書要点（平成7年2月）」、資料1-②「東久留米市公共施設使用料等のあり方検討委員会報告書要点（平成11年3月）」、資料2「庁内検討報告書」、資料3「各公共施設の使用料等」、資料4「使用料無料施設一覧」、資料5「各公共施設の維持管理費等」以上になります。

それでは、東久留米市の財政状況について、説明させていただきます。第1回検討委員会のときに配付した資料7「東久留米市の財政分析」になります。

日本経済につきましては、バブル崩壊後、景気低迷が長期にわたり続いており、今もなお全国的に好転は望めない状況にあります。

本市の状況を見ても例外ではなく、少子高齢化社会に入り担税世代は減少しています。これに伴い市税、特に個人所得割の落ち込みが続いており、大企業等が少なく法人市民税

収に期待できず、個人市民税に大きく依存する本市にとっては、大変厳しい財政状況下にあると言えます。歳出面では、生活保護費や高齢者等の医療費、子ども手当といった社会保障関係経費の増加は目を見張るものがあり、益々、市財政を圧迫してきている状況にあります。ちなみに、本市の今年度の65歳以上の高齢化率は23%を超えており、今後、30%台への突入が目の前に迫りつつある状況です。65歳以上の人口は、前年度と比較しても、1年間に452人の増、生活保護世帯も1年間に、184世帯の増加となっており、今後もこの傾向は続いていくものと予測し、市の負担、市税等の一般財源投入は、益々増大していくものと考えております。

この「東久留米市の財政分析」は、22年度決算を通して、本市の財政状況、課題といったことを分かり易くまとめておりますので、中身について、説明します。

#### 【東久留米市の財政分析の説明】

委員長

市の財政状況について、質問はありますか。

〇〇委員

広報紙の決算に関する記事の歳入歳出の円グラフをみると市民目線では、歳入の方が約10億円も多く、黒字を出しているように見える。しかし実際は、臨時財政対策債という借金を21億9,000万円もして黒字のように見えていてだけで、これがなければ赤字である現状を市民に伝えるためにも、広報紙には臨時財政対策債を除いた数値で掲載すべきではないか。また、臨時財政対策債については22年度に21億9,000万円も借り入れる必要があったのか、10億ほどの借入れで、収支が同額になるような借入れはできないものなのか伺いたい。

事務局

臨時財政対策債は交付税制度の振り替わりではありますが、借入れを了とするか否かは、意見が分かれると考えています。21億円の借入れについては、当初予算編成の段階では、満額を借入れなければ予算が組めない状況にあります。決算になれば不用額は必ず出るのでありますが、決算時期にならないと正確な数値が把握できない状況にあります。昨今、議会でも発行額の抑制が議論となることが多いですが、借入額の減少は来年度への剰余金の減少にもつながることから、適切な借入額の見極めは大変難しいものとなっています。

委員長

行政の決算は一般企業とは違うため、一般市民目線で分かりやすいように工夫して市民に市財政の現状を知らしめて行く必要はあると思います。

## 〇〇委員

広報紙の掲載方法は、使用料の検討に大いに影響があると思います。例えば、広報紙を見た市民は「なぜ10億円も黒字があるのに、使用料の値上げを行う必要があるのだ」という考えになってしまいます。だから、現実には赤字であり大変な状況だから市民の皆さんも協力してくださいという形にしていくべきだと思います。

## 事務局

工夫して分かりやすく現状が伝えられるような形にしていきたいと思います。

## 委員長

公債費の30億の返済についても、分かりやすく伝えることはできないか。また、一括で借金の返済を行った時期があるが、どのような理由で行ったのか教えていただきたい。

## 事務局

公債費の30億円については、過去からの借入れによって支払わなければならない金額となっています。地方債は、世代間の公平性を保つための制度でもあります。同時に将来に負担を残すものでもあることから、大きな負担とならないよう、現在はできるだけ発行額を抑えるため元金償還額以上に借入れを行わないプライマリーバランスの確保に努めています。また、一括で返済した時期は、ちょうど東久留米市が財政危機宣言を行っていた時期で、負債と認識する額を890億として議会や市民に示し、財政の立て直しに向け、この負債の解消ということで、行財政改革の中で負債を減らしていくという考えから行ったものです。

## 委員長

そのような考えの中で一括返済したということは分かりました。しかし、経営という観点から見れば、一気に巨額の返済をするということは負債の減少には繋がりますが、その一度に出て行ったお金の分、後年度に負担が出てきていると思います。

## 事務局

財政危機宣言時のこの取り組みによって負債は減少しました。借金を一気に返すことについては、賛否はあると思いますが、当時の行財政改革の効果はかなりあったと認識しています。その後、リーマンショックなども起きて、今もなお厳しい財政状況にあります。その時の行財政改革がなければ今の状況はさらに厳しいものとなっていたと考えます。

## 委員長

その時の対応が、効果のあったものだとして理解しました。行財政改革に対する努力については職員数の削減など職員の負担の大きくなる部分についても、私たちは認識していきたいと思います。

他に意見があればお願いします。

#### 副委員長

先ほど〇〇委員がおっしゃったように、この資料を見ても東久留米市は借金だらけということが分かりますが、市民の方と話していても、これを認識している人は少ないです。やはり、広報紙で、市の財政の厳しさを伝えていくべきであると思いますので、検討していただきたい。

#### 事務局

広報紙においては、市民の方々からも様々なご意見を戴いております。ご指摘いただいた部分については、その都度改善していきたいと思います。

#### 副委員長

どうしても仕方がないことだとは思いますが、行政用語が多くなることから理解しにくいものになっているように感じます。

#### 〇〇委員

東久留米の財政分析を作るようになった経緯は、法律に基づく公表ではなく市民に財政状況を分かりやすく知らせるために1、2年前から作り始めたもので、こういったものをどうやって市民に情報提供するかが課題となっていると思います。

#### 〇〇委員

東久留米市の財政分析11ページの表で、人件費が大幅に減っているように見えるが、アウトソーシングでほかの費目に移っているだけであれば、この表から見える効果は正しいものではないのでしょうか。

#### 事務局

実際に、人件費は表上かなり減っています。しかし、消防事務委託化によって人件費相当額は補助費等に移っており、アウトソーシングによる分は、委託料として物件費に移っています。

#### 委員長

次の議題に進みます。議題2「過去の使用料検討の経緯について」と議題3「庁内報告

書」について説明をお願いします。

## 事務局

過去の使用料検討の経緯については、資料1-①と資料1-②を使って説明させていただきます。

資料1-①「東久留米市公共施設等のあり方検討委員会報告書要点（平成7年2月）」については、平成7年に市民を含めた外部検討委員会での報告書の要点をまとめたものになります。まず、基本的な考え方としては、ある特定人が公共施設等を利用した場合、その期間中はその施設を利用することができないため、同じ施設を利用する住民間において、利用した人と利用できなかった人との公平性を確保するために、利用した人の利益に対する対価として徴収されるのが使用料であるという視点に立っています。次に公共サービスの分類として「i 個々のサービスの特性の分類」では、それぞれのサービスの特性を3つに分類しています。「ii 住民生活にとっての価値という観点からのサービス分類」では、サービスが必需的なのか、選択的なのか、そして、一般的なのか、特定のなのかを判断し、4つの区分に分類しています。今回の検討委員会で議論の対象となるのは、選択的で特定のサービス（サービスの対象が一部の市民に限られるもの）の使用料になります。そのほか、原価の考え方も示されており、直接経費を原価の対象としています。資料1-①の4では、原価に基づき受益者が負担すべき施設使用料の基準単価を算出しています。減免基準については、基本観念は平等性、公平性の確保であるとしています。

資料1-②「東久留米市公共施設等のあり方検討委員会報告書要点（平成11年3月）」は、平成7年で確立された原価主義を踏襲する考えとなっています。定期的な施設整備が実施できるかどうか定かでない現状において使用料の算定基準に施設整備費を含めることは妥当でないとの考え方も示されています。減免規定については、平成11年では検討されていません。

現在市では、それぞれの条例により、使用料を徴収しているところですが、規定の使用料は、一部を除き平成7年度の報告書の考え方を基にした料金設定となっています。それでは、庁内検討委員会の報告書について説明します。資料2「庁内検討報告書」をご覧ください。平成22年度から23年度に庁内にて行った検討委員会の報告書になります。庁内検討委員会は、平成22年度に市長が示した施政方針により各施設を所管する各課長で構成されており、利用者の費用負担のあり方と利用料減額免除のあり方の検討を目的として設置された検討委員会になります。その検討の結果でございます。

まず、報告書の1ページ「第1 基本的な考え方」として、(1)の「はじめに」のところでは、財政状況の厳しい中で、行財政改革、そして、施政方針の取り組みの一つとして「公共施設使用料の見直し」を行うものであることを記述しており、(2)の「現状と課題」では、現行の使用料単価は、平成7年の改定時の考え方により設定されている状況にあり、「共通業務運用指針」の考え方を踏まえた再検討が必要であるとしており

ます。

2ページの中段から5ページに掛けては、「使用料算定の基本方針」として、現行における単価の算定方法、4ページ上段には、現行の原価の経費区分として、直接経費(人件費・物件費・維持管理補修費等)のみとしていること、また、中段の(3)では、「共通業務運用指針」による負担割合の原則に基づき、公費負担と受益者負担の考え方、5ページ中段の(4)には、個々の施設の利用形態に応じた性質別負担割合を加味した算定方法を示しております。

下段の「第3 施設使用料の減額・免除の取り扱いについて」は、この制度によって収入比率の低下や利用者層の固定化を招くことや、施設によっては、減額免除となっている利用者が大半を占めている等の課題があることから、真にやむを得ないものに限定するといった考えに立ち、過去の検討経緯とともに、「共通業務運用指針」に照らし、検証、検討が必要である、としております。

なお、各施設の減額免除の態様として、別紙において、施設ごとの設置目的、及び、それぞれの条例・規則における減免規定の条文を列記しております。

これらの規定につきましては、減額免除の検討の際に、活用していきたいと考えております。

7ページの「第4 検討のまとめ」は、庁内検討委員会の結論ということになりますが、(1)の使用料につきましては、まず「平成7年の使用料改定後に作られた「共通業務運用指針」に沿った再算定を行い、乖離が生じた場合は、受益者負担の原則に基づき、負担割合を明確にし、適正な料金設定に改めることが必要。」とし、次に「使用料の見直しは、共通業務運用指針どおり、4年を周期とすべき。」としたところでございます。更に、中段の(2)減額・免除については、まず「公平性が損なわれないよう、個々の規定の統一化を図り、いかようにも解釈できる文言は使わないよう改める必要がある。」とし、次に「「共通業務運用指針」で規定する減額免除の考え方を基本に、施設の老朽化に伴い、将来的見地からの経費の確保をも勘案し、あくまでも「特例」の扱いとし特別の事情がない限り、原則、市の主催事業以外の減額免除は行わないことが望ましい。」としております。

最後に、(3)のその他については「見直しの結果、使用料収入が増収となった場合は、公共施設等整備基金に積立を行い、今後の施設の維持補修費に充てていくことを検討すべき。」と結論付けたところでございます。

#### 委員長

庁内検討報告書の7ページまとめは、使用料検討を行う上で非常に重要となってきますのでよく読んでおいてください。

議題4に移ります。各公共施設使用料の現状について、資料については3、4、5とな

ります。事務局に説明を求めます。

#### 事務局

基本的なところになりますが、庁内検討委員会報告書2ページ、地方自治法225条において「普通地方公共団体は、普通地方公共団体が所有する公有財産のうち行政財産の使用または公の施設の利用につき使用料を徴収できる」としています。この地方自治法の規定に基づき、市では施設ごとに条例や規則を設け、これらの施設を利用する市民の方々から使用料の徴収を行っております。

#### 事務局

まず、資料3「各公共施設の使用料等」について説明します。施設名、面積、開設年度、使用料の施行年度、施設の時間別使用料が記載されています。

続きまして、資料4「使用料無料施設一覧」になります。施設としましては、運動広場、ゲートボール場、白山調整池、野外訓練施設、図書館になります。各地区センターにおいては、老人福祉センターと地域のコミュニティ施設としての機能で分かれており、例として、資料3のNo37～41は八幡町地区センターになりますが、そのうち老人福祉センターの機能はNo40となっています。厚生省社会局長通達により、「老人福祉センターとしての利用は、原則として無料とする。」とあります。そのため、老人福祉センター機能部分は、午前9時から午後5時までは無料ですが、それを過ぎると有料施設として、使用料を徴収しています。各地区センターにおいても、老人福祉センター機能を有している施設があり、No47、48、60、61等が該当します。

続いて資料5「各公共施設の維持管理費等」、この資料については、22年度の庁内検討委員会において集計した数値を基に作成しています。各施設における年間維持管理費、人件費、使用料収入、減免件数（申請数、減免数）、減免額、耐用年数、築造規模、延床面積、直近の使用料改定時期を記載しています。一番下の欄には集計の結果を記載しています。

#### 事務局

資料4の無料施設について補足説明をさせていただきます。

図書館についてですが、現在、行財政改革アクションプランに基づき、図書館のあり方検討委員会において、今後のあり方を議論しているところでございます。

図書館は、「図書館法」により「入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」と定められておまして、基本的に無料であるわけですが、現状としましては、中央図書館の1階のホール部分、2階の2つの会議室については、この目的外の利用に対しても貸出をおこなっている状況にあります。

今後、この検討委員会の報告後、活用方法を決定していくものと考えられます。従いまして、事務局としましては、この動向を注視している段階にありますので、申し添え

ます。

〇〇委員

資料5の年間維持管理経費で人件費を除くものの合計値は出ていますか。

事務局

集計が出ていないものや、データを収集しきれていない部分があるため、次回、報告させていただきます。

委員長

資料3と5は、現状把握することはできるが、比較ができない。今後比較資料が必要となると思うが、事務局の考えが聞きたい。

事務局

平成21年度の決算データを使用しているため、22年度決算の数値を入れていきたい。共通業務運用指針に基づく、性質別負担割合、原価の算定にあたり減価償却を入れる必要があるという考えがあり、その際には各施設の使用料の算出方法について、比較資料が必要となることから、比較資料を作成し次回までに用意したい。

副委員長

施設の廃止等については、この検討委員会で議論の対象となるか。

事務局

条例にある施設の使用料と減免規定について検討していく委員会であるため、廃止については、議論の対象とはしていない。

委員長

実際に廃止に関わる検討は行わないが、意見の交換については行うべきではないか。廃止の権限はないが、施設の統合廃止については前向きに討論して行きましょう。

事務局

報告の中核は、使用料の検討であるため、「使用料の設定、減免のあり方について」を報告の中核としていただきたい。

委員長

報告の中核については念頭に置き、皆さんとの検討の中でそういった内容も報告書に記

載しようという話があれば記載しておきたい。

〇〇委員

施設を利用したことがないという方もいるが、現実問題として施設が足りていない現状があります。施設の利用方法についても付記していただきたい。

〇〇委員

資料5について、小中学校の体育館等について記載がないようだが。

事務局

次回、含めた形で提示したい。

〇〇委員

資料3について、婦人生活改善センターが記載されていないようだが。

事務局

その施設については、市の施設ではないため記載しておりません。

〇〇委員

地区センター内に設置されているコミュニティ図書室については、どうなるのか。

事務局

コミュニティ図書室は図書室という目的施設であり、図書室自体を貸し出すことがないため、対象施設からは外しています。

〇〇委員

浅間町地区センターのコミュニティ図書室が廃止となった後の対応はどうなっているか。

事務局

確認をさせていただきたいとは思いますが、会議室などとして使用しているならば議論の対象となっているはずです。

〇〇委員

利用者数（頻度）についてはどのようになっているのか。

事務局

利用者数等についても、取りまとめまして次回提示します。

委員長

続きまして、議題5次回の会議日程についてです。

事務局

平成24年2月21日の午前10時からの開催をお願いしたい。

委員長

次回、第3回は平成24年2月21日の午前10時から開催します。これで第2回検討委員会を終了とします。